

# 確定申告・市県民税申告

申告期限は  
**3/15 (金)**

2/16(金)～3/15(金)は確定申告および市県民税申告の期間です。申告会場などは次のとおりです。

### 問合せ先

確定申告…藤枝税務署

(☎426-8711 藤枝市青木2-36-17) ☎641-0680

市県民税申告・年金受給者の確定申告・課税課 市民税担当

(☎425-8502 本町2-16-32 市役所本庁舎3階7番窓口)

☎626-2149



## あなたは申告が必要ですか

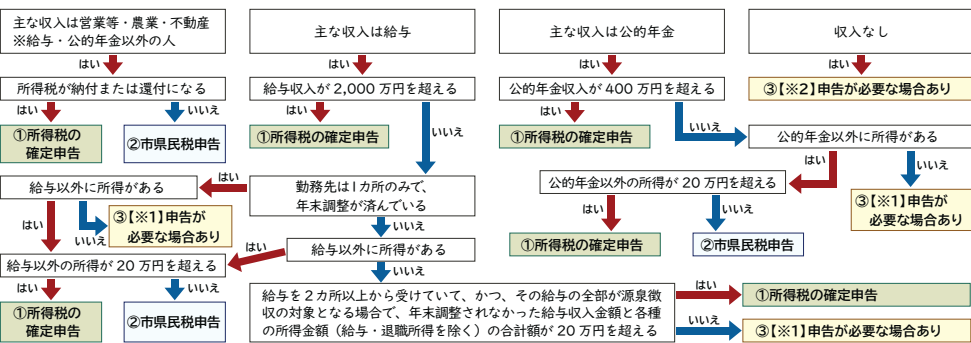
次のフローチャートにより、確定申告や市県民税申告が必要かどうか確認してください。

※このフローチャートは一般的な例です。不明な点は課税課に問い合わせてください。

※遺族年金、障害年金、失業給付金などは非課税所得のため、収入に計上しません。

対象 令和6年1月1日時点で市内に住所がある人(1月1日時点で市外に住んでいた人などは、住んでいた市区町村へ相談してください)

## ■令和5年中(令和5年1月1日～12月31日)の収入



### ▼判定結果

区分	注意事項など
① 所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告をすれば、市県民税申告をする必要はありません。
② 市県民税申告が必要です	収入から所得税が源泉されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には、所得税の確定申告が必要です。この場合、所得税の確定申告をすれば、市県民税申告をする必要はありません。 ※繰越損失がある場合は、所得税の確定申告が必要です。
③ 申告が必要になる場合があります	<p>【※1】 申告の義務はありませんが、医療費控除や扶養控除の追加など申告したい場合、源泉徴収された所得税の還付を受ける人は所得税の確定申告が、それ以外の人には市県民税申告が必要です。</p> <p>【※2】 収入がなくても、課税証明書などが必要な場合や行政サービス【※3】を受ける場合は、市県民税申告が必要です。</p> <p>【※3】 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の軽減、高額療養費・高額介護サービス費の自己負担額の決定、国民年金保険料の免除、保育料の決定、児童手当・児童扶養手当の支給、就学援助費の支給、高等学校等就学支援金の支給、障害福祉サービス(自立支援給付)の支給、公営住宅の審査など。</p>

## 申告はインターネットや郵送をご利用ください

### 【確定申告】パソコン・スマホで簡単作成

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。

また、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン(またはICカードリーダー)を用意すれば、「国税電子申告・納税システム(e-Tax) 確定申告書等作成コーナー」を利用して電子送信することができます。

※電子送信や郵送の申請にご協力ください。

※詳しくは、国税庁ホームページを確認してください。



### 【市県民税】住民税試算システムのご利用を

市県民税申告書は、市ホームページの「住民税試算システム」で作成することができます。

このシステムで作成した申告書を印刷し、必要書類を添付して提出してください。

※郵送での申請にご協力ください。

※所得税の確定申告と異なり、電子送信はできません。

※書類が不足している場合、控除などが認められない場合があります。

※詳しくは、「住民税試算システム」ページを確認してください。



## 申告会場

申告会場は、自宅での申告書作成が難しい人向けに開設しますが、1日当たりの定員を設けるほか、会場内の待合席の人数制限などを実施します。発熱などの症状のある人や体調が優れない人は、来場を控えてください。

### 確定申告会場

#### ■総合体育館(シーガルドーム)

開設期間

2/16(金)～3/15(金)(土・祝日を除く)

受付時間 9:00～16:00

※会場の混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。

#### 注意事項

- 確定申告会場への入場には、「入場整理券(下記参照)」が必要です
- 申告期間中、藤枝税務署では申告相談できません
- 総合体育館への電話での問い合わせはご遠慮ください(申告会場との取り次ぎはしません)
- 申告書の提出のみの場合は、郵送などにより税務署へ提出してください



#### 【確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です】

入場整理券は、会場で当日配布しますが、国税庁公式LINEから事前にオンラインで入手することもできます。

入場整理券の配布状況により、後日の来場をお願いすることがあります。 ※詳しくは、国税庁公式LINEを確認してください。



## 年金受給者の確定申告相談会場

対象 令和5年中の収入が公的年金等のみであり、所得税の確定申告が必要な人や還付を受ける人  
※確定申告会場(上記参照)でも申告できます。  
※公的年金等以外の収入がある人や税額控除(住宅ローン控除)などを適用する人は、この相談会では受け付けてできません。

開設期間 2/26(月)～28(水)

受付時間 9:30～11:30、13:30～15:30

※会場の混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。

※初日は混雑が予想されます。来場時期の分散にご協力ください。

会場 市役所本庁舎1階 階会議室1A

定員 各日75人

## 島田年金事務所

### 公的年金等の源泉徴収票などの再発行

確定申告などに必要な「公的年金等の源泉徴収票」や「社会保険料(国民年金)控除証明書」を紛失した場合などは、ねんきんダイヤルや島田年金事務所再交付の申請ができます。問い合わせの際は、基礎年金番号が分かるものを手元に用意してください。

問合せ ●ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

●島田年金事務所 ☎0547-36-2211

※ねんきんネットのユーザーIDを持っている人は、ねんきんネットから再交付の申請ができます。マイナンバーカードを持っている人は、マイナンバーからねんきんネットにログインできます。ねんきんネット



## 会場に来場する場合の主な持ち物

▼申告・相談の持ち物(○印が付いている物が、必要な持ち物です)

対象	持ち物	所得税の確定申告	市県民税・市民税の申告	年金受給者申告相談会
全員	マイナンバーカード(または、マイナンバーを確認できる書類と運転免許証などの身分証明書)	○	○	○
確定申告会場(総合体育館)への来場者	スリッパなどの履き物	○	○	○
給与収入がある人	給与所得の源泉徴収票	○	○	○
公的年金等の収入がある人	公的年金等の源泉徴収票	○	○	○
事業や不動産などの所得がある人	収支内訳書、青色決算書、収入金額や必要経費が分かる書類	○	○	○
その他の所得がある人	収入金額や必要経費が分かる書類	○	○	○
扶養親族などがある人	その親族のマイナンバーを確認できる書類	○	○	○
社会保険料控除を適用する人	納付済額が分かる通知(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など)	○	○	○
生命保険料控除・地震保険料控除を適用する人	控除証明書	○	○	○
障害者控除を適用する人	障害者手帳、障害者控除対象者認定書	○	○	○
医療費控除を適用する人	医療費控除の明細書(または、医療費通知) ※領収書の添付や提示では医療費控除を適用できません。	○	○	○
寄附金控除を適用する人	寄附金の受領証、寄附金控除に関する証明書	○	○	○
その他の控除を適用する人	控除を証明する書類	○	○	○
所得税の還付を受ける人	申告者本人名義の金融機関の預貯金口座番号が分かるもの	○	○	○
前年以前に申告した人	直近年分の確定申告書の控え、利用者識別番号の通知書	○	○	○